

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について

平成28年7月20日

日本証券業協会

本協会では、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正（案）について、平成28年6月8日から6月21日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（7件、1社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

なお、以下にお示しする考え方は、実際に契約書を締結する場合には、当事者間の事情により、参考様式から、適宜、条項の加除や修正等が生ずる場合があり得るとの前提における考え方です。

項番	該当箇所	意見	考え方
(第4条による基本契約書の参考様式)債券等の現先取引に関する基本契約書			
1	別紙1 第5条2 項	<p>「エンド売買単価の端数処理は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、小数点以下第8位を切り上げとする。」とあります。また、現在のベストプラクティスガイド(※)では、「小数点以下第9位以下がゼロでない場合でも小数点以下第8位がゼロのときは切り上げませんので、“ゼロ捨一入”といえます。」とされています。</p> <p>本別紙に基づく端数処理「小数点以下第8位を切り上げ」は、ベストプラクティスガイド同様、小数点以下第8位を「ゼロ捨一入」との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(※)日証協事務局注記:ベストプラクティスガイドとは、債券現先取引等研究会が作成した「新現先取引Best Practice Guide(第3版)」を指しております。</p>	<p>一例として、「3.765432109」の小数点以下第8位を切り上げた結果は、「3.76543210」になるとの認識のもと作成しておりますので、左記のとおり御理解いただくことで支障ありません。</p>
2	別紙1、2	<p>別紙2第5条第2項に「当該銘柄後決め現先取引を別紙1に定める個別現先取引に該当するように合意することができる」とあることから、別紙2を締結する場合は別紙1も合わせて締結する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>参考様式は、別紙1と別紙2をあわせて基本契約書とすることを想定しております。別紙1を含めずに本文と別紙2とで基本契約書とする場合には、適宜、条項の修正が必要となると考えます。</p>

項番	該当箇所	意見	考え方
3	別紙1、 4、5	別紙1または4を締結し、別紙5は締結せず、短期社債等の現先取引を行うことは可能との理解で良いでしょうか。	別紙5を基本契約書の一部としなくとも短期社債等の現先取引を行うことは可能であると考えますが、別紙5は、取引種別に応じた条項を別紙において規定するという方針に基づいて、この度の基本契約書の改定に係る検討を進める過程において、短期社債等の現先取引に対応する別紙を作成すべきとの意見を受けたことから作成したものです。
4	別紙5 第3条3 項13号	個別取引明細書に記載すべき事項として、「非利含み現先取引である旨」とされております。実際の取引にあたっては、「利含み」または「非利含み」いずれでも取引可能であることから、当条項を「非利含み現先取引の場合、その旨」とし契約締結することも可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、参考様式の改定案を検討する過程では、国債の決済期間の短縮(T+1)化実施後の国債に係る現先取引市場が利含み取引を標準にするものと展望されるという観点や当事者の負担を必要最低限にするという観点に鑑み、非利含み取引である場合は個別取引明細書にその旨を明記するという枠組みが適当であると整理いたしました。
5	別紙5 第2条4 項、第4 条2項	売買金額算出比率の定義が第2条4項で規定されておりますが、第4条2項でのスタート売買単価の算出の計算式には売買金額算出比率が考慮されておられません。売買金額算出比率を含めた計算式を規定する必要はないのでしょうか。	御意見を踏まえて、参考様式別紙5第4条2項における計算式を修正いたします。 【修正後の計算式(追加部分に下線を付記)】 スタート売買単価 = $100 \div \{100 + \text{現先レート}(\%) \times (\text{残存日数} \div 365)\} \times 100 \div (1 + \text{売買金額算出比率})$
6	別紙1 第6条1 項 別紙3 第7条1 項	「異議がないものとみな」された場合の、本文第7条第3項に定める通知を受けた当事者から通知を行った当事者に行うと規定される「(1)～(9)号」に掲げる事項の通知(受渡担保明細)の扱いはいかがになりますでしょうか。	「異議がないもの」とみなされた場合も担保差入の債務が発生し、本文第7条第3項に定める通知を受けた者は通知を受けた金額と同額又は同価値の担保の移転を行うこととなりますので、移転後には差し入れられた担保の把握が可能になるものと考えられます。 なお、受渡担保明細の授受が必須と考える当事者間においては、必要に応じて、参考様式の条項を修正してご利用いただくものと考えております。
7	参考様式 全体	基本契約書締結(任意の別紙含む)後、追加で別種の別紙契約を契約内容に追加する際には、①新しい別紙を追加した基本契約書全体を締結し直す方法、②	新たな取引類型を追加する場合は、御意見の①及び②のいずれも可能なものと考えております。 なお、②に関しましては、特に参考様式をお

項番	該当箇所	意見	考え方
		<p>新しい別紙を追加する旨の変更契約書を締結する方法、何れの方法に拠るべきでしょうか。また、②の場合、基本契約の修正契約となりますが、これは各社同様に起こり得ると考えられます為、各社各様にフォームを用意するのではなく、修正契約の参考様式もご提示頂きたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>示しすることは考えておりません。変更の内容や協会員における契約書実務等を勘案し、当事者間で合意のうえ、ご決定ください。</p>

以上